スタシアサイカ ピタパ VISA カード銀行提携特約

第1条(名称)

本特約カードは「スタシアサイカ ピタパ VISA カード」(以下「本カード」という。) において、別途定める『スタシアサイカ ピタパ VISA カード会員特約』に加えて、株式会社池田泉州銀行(以下「池田泉州銀行」という。) と株式会社池田泉州 VC(以下「池田泉州 VC)という。) 間での提供サービスと利用方法等について定めるものです。

第2条(提供サービスと利用)

第1項

池田泉州銀行(本条においては池田泉州銀行が提携するサービス提供会社を含む。)が提供するサービスおよびその内容については、池田泉州銀行が書面その他の方法により通知または公表します。

第2項

「スタシアサイカ ピタパ VISA カード会員特約」第2条にて発行を認めた会員(以下「一体型会員」という。)は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、サービスを利用できない場合があります。

第3項

一体型会員は、池田泉州銀行が必要と認めた場合には、池田泉州銀行はサービスおよびその内容を変更することがあります。

第4項

一体型会員は、池田泉州銀行が提供するサービスを受ける場合、池田泉州銀行所定の方法 により利用するものとします。

第3条(会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除)

第1項

一体型会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という。)は、池田泉州銀行が会員等の個人情報(本項(1)に定めるものをいう。)につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。 (1)池田泉州銀行のサービスを提供するために、以下の個人に関する情報(以下「個人情報」という。)を収集、利用すること。 ①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および「スタシアサイカ ピタパ VISA カード会員特約」において会員が届け出た事項 ②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容 ③本カードの利用内容(第4条において共有する情報)

(2) 宣伝物の送付等池田泉州銀行の営業に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、池田泉州銀行は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は本特約末尾に記載する窓口に連絡するものとします。) (3) 池田泉州銀行の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。

第2項

会員等は、池田泉州銀行に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。(開示の請求は本特約末尾に記載する窓口に連絡するものとします。)万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、池田泉州銀行はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第3項

会員等は、株式会社池田泉州ホールディングス・グループ会社が、第1項(1)の個人情報を、株式会社池田泉州ホールディングス・グループ会社各社のサービスの提供および宣伝物の送付等営業案内の目的で、共同して利用することに同意するものとします。(共同利用者は、池田泉州 VC ならびに株式会社池田泉州ホールディングスの有価証券報告書に記載されている連結子会社及び持分法適用関連会社とします。共同利用に関する問い合わせは本特約末尾に記載する窓口に連絡するものとします。)

第4条(利用内容の共有)

第1項

一体型会員は、池田泉州銀行が一体型会員に対して一体型会員の本カードの利用内容に応じた池田泉州銀行商品の優遇サービス等、池田泉州銀行のサービスを提供する必要がある場合において、一体型会員の本カードの利用内容を、池田泉州 VC と池田泉州銀行において共有することに予め同意するものとします。

第2項

一体型会員は、池田泉州 VC が一体型会員に対して一体型会員の池田泉州銀行の取引内容に応じた池田泉州 VC 商品の優遇サービス等、池田泉州 VC のサービスを提供する必要がある場合において、一体型会員の池田泉州銀行の取引内容を、池田泉州銀行と池田泉州 VC において共有することに予め同意するものとします。なお、一体型会員は、当該情報についての開示、訂正、削除の申し出は、VISA カード&マスターカード会員規約に記載の窓口、方法で行うものとします。

<池田泉州銀行お問い合わせ窓口>

株式会社池田泉州銀行 〒530-0013 大阪府大阪市北区茶屋町 18 番 14 号 電話番号 06-6375-1005